

令和8年度介護予防・日常生活支援総合事業に係る市町支援事業プロポーザル募集要綱

1 趣旨

令和8年度介護予防・日常生活支援総合事業に係る市町支援事業における事務局業務全般及び市町による課題解決に向けた実践的アプローチへの支援業務（以下「業務」という。）を実施する者を選定するためのプロポーザルを実施する。

2 対象事業

令和8年度介護予防・日常生活支援総合事業に係る市町支援事業

3 業務実施者の要件

プロポーザルに応募することができる者は、次の全てを満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体（個人を除く）で、介護保険制度や介護予防・日常生活支援総合事業、それに関連する分野の知識を有し、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施にあたり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書（6（3）に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

4 事業費

¥4,985,200円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5 業務内容

介護予防・日常生活支援総合事業に係る市町への支援事業の実施。詳細は別添「令和8年度介護予防・日常生活支援総合事業に係る市町支援事業 仕様書」のとおり。

6 プロポーザルに係る手続

(1) 募集要綱の配布及び応募図書の提出

令和8年3月2日（月）から同年3月16日（月）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）の各日午前9時から午後5時30分まで（ただし、3月16日は、午後5時まで）。

ア 配布方法

兵庫県ホームページに掲載

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/kaigoyobo.html>

イ 提出方法

応募図書は、原則として、事務局に持参して提出すること。郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、令和8年3月16日（月）午後5時までに事務局に到着するように提出すること。

(2) 募集要綱の内容に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和8年3月2日（月）から同年3月9日（月）までの間の各日午前9時から午後5時30分まで（ただし、3月9日は、正午まで）。

イ 提出方法

質問書（様式第3号）に記載の上、事務局へ電子メールで提出すること。電話による質問の受付は行わない。

ウ 質問に対する回答

令和8年3月13日（金）までに、質問者に対してメールで回答するとともに県ホームページに掲載する。

(3) 書類の作成及び提出

この募集要綱のほか、仕様書の関連資料に基づき以下の書類（以下「応募図書」という。）

各1部（ただし、⑥については6部）

- ① 応募申請書（様式第1号）
- ② 提案者概要兼企画提案書（様式第2号）
- ③ 経費積算見積書（様式任意）
- ④ 納税証明書※（2種類：提出の日において発行から3か月以内のもの。）
 - ア 税務署で発行する「消費税又は地方消費税に滞納のない証明」
納税証明書「その3の2」もしくは「その3の3」
 - イ 県税事務所で発行する「全ての県税に滞納のない証明」
納税証明書（3）
※兵庫県内に事業所がない場合は、誓約書（様式第4号）
- ⑤ 誓約書（様式第5号）
- ⑥ 添付書類
会社概要等提案者の概要を説明する書類
その他提案内容を説明する参考書類（様式任意）

(4) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(5) 応募図書の取扱い

応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

7 審査

(1) 審査方法

- ① 事務局が参加資格の確認を行い、これを通過した者のみ、プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）において提案内容を審査する。
- ② 審査会では、提案者によるプレゼンテーションを行う。この場合、参加資格を有する提案者に対して、審査会の日程・場所等を別途通知する。ただし、応募者多数の場合は、数社程度まで絞った上で実施する。なお、プレゼンテーション実施にあたっては、原則として応募図書のみを使用し追加資料の提出は原則として認めない。提案は（2）の審査基準に沿った提案を行うこと。

- ③ 審査基準に基づき、審査会による審査を行い、業務を委託する契約候補者（及び次点者）を決定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を契約候補者とする。
- ④ プロポーザル参加資格を有する提案者が1者の場合においても審査を実施するものとし、審査の結果、6割以上の得点を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を契約候補者とする。

(2) 審査基準

評価項目	配分 (点)	評価の視点
業務実績	5	・同種または類似業務の実績を有しているか
業務体制	15	・事業の実施計画は、事業が円滑かつ適切に実施できる内容となっているか ・事業を遂行するにあたっての組織体制は整っているか、スタッフ数は妥当か ・スタッフの専門性が確保されているか
提案内容	25	・介護保険制度や総合事業、その関連分野への理解や知識を十分に有している提案内容となっているか ・支援対象市町の地域特性や課題等を踏まえ、総合事業の更なる充実に効果的となる支援内容であり、内容に創意・工夫はあるか ・支援対象市町の状況に応じて随時相談を受け付け、継続的な確認および支援を行う内容となっているか ・本事業終了後に支援対象市町が自走できるような体制づくりができる支援内容であり、県内市町への横展開が期待できるか ・県内市町への効果的な助言等により、総合事業の取組の充実が期待できる内容となっているか
見積額	5	・経費の積算は適切か

(3) 審査結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。

8 その他の留意事項

- (1) 県は、業務を実施する者として選定されたもの（以下「選定業務者」という。）と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と選定業務者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。
- (2) 業務選定者は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の額を、受諾者決定後7日以内に県の指定する方法により納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した時はこの限りではない。
- (3) 選定業務者が契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該契約の全部又は一部を解除し、契約料の支払いを停止し、又は選定業務者に対して支払った契約料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (4) 選定業務者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）をこの契約が終了する日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間保存すること。

- (5) 選定業務者は、個人情報の保護に関連する法律及び個人情報の保護に関する条例等に従い、個人情報を適切に扱うこと。
- (6) 選定業務者は、当該契約により受託した業務に関して知り得た秘密を、第三者に開示・公表・配布しないこと。

9 事務局

兵庫県福祉部高齢政策課 地域包括ケア推進班
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
電 話 078-362-3195
電子メール koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp